



## コラム ～市民による景観まちづくりの実践事例～



調布市において魅力的な景観を形成していくためには、一定規模以上の建築物の届出などといった景観法に基づく景観まちづくりを行っていくとともに、身近な地域における市民主体や行政との協働による景観まちづくりを実施していくことが重要となります。

近年、「景観」や「環境」への関心の高まりから、個人や団体などで身近な地域におけるまちづくりに取り組んでいる事例が多く見られます。

そこで、今後の調布市における景観まちづくりの参考として、周辺自治体の市民や団体が取り組んでいる事例を紹介します。



### 地域の清掃活動

文京区／千駄木三丁目南部町会の取組



千駄木三丁目南部町会では、地区内に位置する須藤公園の清掃活動が行われています。須藤公園は、江戸時代に加賀藩の支藩である大聖寺(だいしょうじ)藩の屋敷跡が位置していた地域の貴重な景観資源となっています。



☆第9回文の京 都市景観賞景観づくり活動賞受賞



### 緑の育成や普及

府中市／NPO法人府中がんきょう市民の会の取組



府中市内の農地でレンゲを育てており、毎年の春の風物詩となっています。また、小学生にレンゲ田の中での花摘みや花飾り作りを体験してもらい、ふるさと景観への関心を高める活動が行なわれています。



☆第2回府中市景観賞(景観育成部門)受賞



## お知らせ



6月26日(水)午前10時から市役所4階全員協議会室で第1回調布市景観審議会を開催します。

先着10名まで傍聴できますので、ご興味のある方は、当日、会場へお越しください。受付は、当日午前9時30分から午前9時50分までです。詳しくは、市報6月20日号及び市のホームページ<http://www.city.chofu.tokyo.jp>をご覧ください。

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 景観係

電話番号：042-481-7746 FAX：042-481-6800 Eメール：tikubetu@w2.city.chofu.tokyo.jp

# ちよふ 景観 だより

第13号

平成25年5月23日発行



## 調布市は平成25年6月1日に景観行政団体へ移行し、調布市景観条例が施行されます。

調布市では、平成24年4月に策定した調布市景観基本計画を踏まえ、平成24年度に市民や学識経験者などで構成された調布市景観計画策定委員会の検討やパブリック・コメントの実施などにより、平成25年3月に調布市景観条例を制定しました。

また、東京都と実施してきた景観行政団体移行にかかる協議が整い、平成25年6月1日に景観法に基づく「景観行政団体」に移行するとともに、同日、調布市景観条例を施行します。

調布市景観計画については、今年度中の策定を目指し、引き続き検討を進めていきます。

今回の景観だよりでは、景観行政団体移行や調布市景観条例施行後の景観法に基づく届出などについて掲載しています。





# 景観行政団体・調布市景観条例について



## 景観行政団体ってなに？

景観行政団体とは、景観法に基づく景観まちづくりを担う主体として、良好な景観の整備・保全を図るとともに、新たに良好な景観を創出するよう、景観まちづくりを促進していく自治体です。

景観行政団体は、景観法に基づく景観計画を策定できます。計画に定めた規模以上の建築物を建てる際、施工主などは景観法や景観条例に基づいて市へ届出が必要となります。

また、調布市では、現在、調布市景観計画を検討しており、調布市景観計画が策定されるまでの間は東京都景観計画の内容による届出を実施していただくこととなります。



## 調布市景観条例の目的ってなに？

調布市が景観行政団体として、景観行政を実施していくにあたり、調布市景観条例を平成25年6月1日から施行します。

景観条例は、良好な景観を形成していくための市・市民・事業者の責務、景観計画の策定や建築物等の建築にあたっての規制等について必要な事項を定めることで、良好な景観形成を推進することを目的としています。



## 調布市景観計画はいつできるの？

調布市では、平成24年度から調布市景観計画の検討に取り組んでいます。

平成25年度は、景観法に基づく調布市景観審議会での検討やパブリック・コメントの実施などにより、平成25年度中の策定を目指して取り組んでいきます。

	景観行政団体	景観条例	景観計画
これまでは	東京都	東京都景観条例	東京都景観計画
平成25年6月1日	調布市へ移行	調布市景観条例施行	東京都景観計画運用
これからは	調布市	調布市景観条例	東京都景観計画 ※調布市景観計画策定までの期間
			調布市景観計画運用
			調布市景観計画

調布市景観計画が策定されるまでは

東京都景観計画に定める内容で届出を実施

平成25年度中予定

調布市景観計画に定める内容で届出を実施



## 景観法に基づく届出の流れ

景観条例施行後については、景観計画に定められた行為を着手する前に市へ届出し、基準に適合しているか審査を行います。



## 今年度の検討内容について

今年度は、平成24年度に行った調布市景観計画策定委員会等の検討結果を踏まえ、調布市景観審議会での検討やパブリック・コメントの実施などにより、調布市景観計画を策定する予定です。

また、計画の策定とあわせて、景観計画に定める届出の流れや景観形成のルールを解説する(仮称)調布市景観ガイドラインなども検討することを予定しています。

- 調布市景観計画**
- 景観計画の区域
  - 景観まちづくりの基本目標と方針
  - 届出規模や景観形成のルール
  - 景観重要建造物・樹木の指定方針 など
- (仮称) 調布市景観ガイドライン**
- 届出の流れや景観形成のルールの解説